



辻 久敏ひさとしさんに 県スポーツ教育長顕彰



辻久敏さん（志佐・里2、65）が、県スポーツ教育長顕彰の功労顕彰を受けられました。

昭和35年に市ソフトテニス連盟の前身となる団体「友愛テニスクラブ」を設立して以来、ソフトテニス競技の普及発展に努められ、競技者としても大会に出場しながら、後進の指導にも当たってこられました。

昭和62年、市ソフトテニス連盟会長に就任と同時にジュニア教室を毎年開催。現在では県内外から400人以上の参加者がある広域ジュニアソフトテニス大会に発展しています。

松浦少年剣道育成会に 県スポーツ表彰



松浦少年剣道育成会（桑田武代表）が、県スポーツ表彰の社会体育優良団体の表彰を受けられました。

剣道を通じて、礼儀作法を重んじた人間形成へと導くことを目的に、昭和37年に設立。設立当初から地域に根ざした活動を続けられ、青少年の健全育成に多大な貢献をされています。

また、地元の剣道経験者が指導を続け、率先して各種大会に参加。現在は会員15人で、会員相互の親ばくを深め、礼儀作法を習得しながら、剣道の技術向上に努められています。

小・中学校入学式

平成20年度の市内小・中学校入学式を、下記の日程で行います。

教育委員会から該当する家庭に送付している就学・入学通知書のはがきを、入学式当日に受付係へ出してください。また、当日は保護者の付き添いをお願いします。

もし、就学・入学通知書を紛失した場合は再発行が可能ですので、教育委員会学校教育課もしくは教育委員会各分室までお越しください。

4月8日（火）

学校名	受付時間	開式時間
御厨中学校	8:30～9:00	9:30
青島小・中学校	8:30～8:50	9:00
志佐中学校	9:00～9:20	10:00
調川中学校	9:00～9:20	10:00
今福中学校	8:40～9:00	9:30
福島中学校	9:00～9:20	10:00
鷹島中学校	9:00～9:15	10:00

○問合せ先 教育委員会学校教育課

4月9日（水）

学校名	受付時間	開式時間
御厨小学校	8:40～9:00	9:30
星鹿小学校	8:45～9:00	9:30
田代小学校	9:15～9:30	10:00
大崎小学校	8:50～9:00	9:30
志佐小学校	9:10～9:30	10:00
上志佐小学校	9:20～9:40	10:00
調川小学校	9:30～9:45	10:00
今福小学校	9:00～9:30	10:00
福島小学校	8:45～9:20	10:00
養源小学校	8:50～9:15	10:00
鷹島小学校	9:00～9:20	10:00

市役所パートタイマー 登録者募集

- 応募資格 市内に在住している人（事務経験者を希望）
- 登録期間 平成20年4月～平成21年3月
- 仕事内容 転記、計算、パソコンなどの事務補助
- 賃金 1時間660円

※社会保険や交通費の支給はありません。

○勤務期間・時間

年間を通して最大6カ月まで（1～2週間程度の場合もあります）。時間は、1日6時間以内で、週27時間以内（原則として月～金曜日）。

○応募方法

総務課に申込書および履歴書を提出してください（用紙は総務課または各支所に用意しています）。

○受付期限 3月21日（金）

○申込・問合せ先 総務課人事係

※毎年、登録者数が必要数をかなり上回っている状況です。登録した人全員が採用されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

第2代松浦市消防団長に 鬼橋 良一さん



1月1日付けで第2代松浦市消防団長に鬼橋良一さん（志佐・笛吹、55）が就任しました。

昭和52年1月に松浦市消防団に入団、これまで第10分団長、本部分団長、副団長等を務めてきました。

鬼橋さんは「市民の生命・財産を火災等の災害から守るという使命達成のため、予防消防をはじめとして日夜努力していきます」と話していました。

松浦市消防団は、1月1日に消防団組織を再編し、分団数は27分団（旧39分団）、団員数は899人（旧984人）となりました。

軽自動車などを取得・廃車・譲渡したときは申告が必要です

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を所有している人には、軽自動車税が課税されます。車両を取得・廃車・譲渡したときは、忘れずに申告してください。なお、手続き場所、手続きに必要なものは下記の通りです。

車種	車両の例	申告場所	新規取得の申告で必要なもの	譲渡（名義変更）の申告で必要なもの	廃車の申告で必要なもの
原動機付自転車	125cc以下のバイク	市役所税務課、福島支所・鷹島支所総務管理課、旧松浦市内の各支所（廃車のみ受付）	所有者の印鑑、車名（メーカー名）・車台番号が確認できるもの	旧所有者および新所有者の印鑑、ナンバープレート（ナンバーを変更する場合）	所有者の印鑑、ナンバープレート
小型特殊自動車	農耕作業用のもの（トラクター、コンバイン、乗用田植機、薬剤散布車など） その他のもの（キャリア、フォークリフト、ショベルローダなど）				
軽自動車	四輪の軽自動車、三輪の軽自動車、125ccを超え250cc以下のバイク	佐世保軽自動車検査協会 ☎0956-31-1385	所有者の印鑑、所有者の住民票	旧所有者および新所有者の印鑑、新所有者の住民票、車検証または届出済証、ナンバープレート（ナンバーが変更になる場合）	所有者の印鑑、車検証または届出済証、ナンバープレート
二輪の小型自動車	250ccを超えるバイク	佐世保陸運支局 ☎050-5540-2084			

※廃車・譲渡の申告がない場合、引き続き従来の所有者に軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

※所有者が転出・死亡した場合も、住所変更・名義変更・廃車の申告が必要です。

○問合せ先 税務課市民税係